

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成28年度 7月度)

1 日 時 平成28年7月4日(月)

開会：午後1時55分

閉会：午後2時50分

2 場 所 氷見市役所 301会議室

3 出席委員 21名

1番	川上 悦男	2番	宮内 隆	4番	澤井 義昌
5番	片折 正明	6番	伊藤 清治	7番	田中 昭一
8番	寶住 與一	10番	前 建治	11番	寺山 正榮
12番	舟金 敏明	13番	石丸 清志	14番	関谷 博文
15番	北嶋 孝三	16番	飯野 健	17番	正保 哲也
18番	阿字野忠吉	19番	両國 明美	20番	木沢 孝子
22番	六田 敏夫	23番	藤林 久一	24番	江添 良春

4 欠席委員 9番 定塚 俊弘 21番 角地 富雄

5 議 題

第1号議題	農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題	農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題	農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題	事業計画の変更申請について意見を付する件
第5号議題	農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について

6 職務のため出席した事務局等職員

4名

局 長	野村 佳作	農林畜産・いのしし等対策課長	茶木 隆之
主 査	清水 徹夫		
臨時職員	嵐 由佳里		

7 総会の概要

(事務局) 定刻前ですが、ただいまから、平成28年度7月度定例総会を開催いたし

ます。

はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員憲章の朗読を宮内委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第4号議題 事業計画の変更申請について意見を付する件

第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について

です。

□議長（会長） なお、本日の欠席者は、角地委員、定塚委員であります。

□議長（会長） これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、伊藤委員、田中委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題『農業経営基盤強化促進事業適格決定』につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、

ご説明申し上げます。

第1号議題、番号1～——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読以上、計——筆、設定面積——m²、借受人——名、貸付人——名から利用権設定されるものです。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしくお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） 11番の利用権の期間設定が1年未満と短い、法の趣旨に沿うのか。

（事務局） 調べておきます。

□議長（会長） 異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、——件について原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件をご説明申し上げます。それでは、*ページをご覧ください。

今回の申請件数は1件で、申請面積は——m²です。

申請地は氷見市**——番の田です。

譲渡人 高岡市**の（氏名**）から、譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

この案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件、一件について原案のとおり許可を与えることといたします。

□議長（会長） 次に、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） はい、それでは、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、説明申し上げます。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

はじめに、番号3番について、申請者より事業計画に変更が生じたため申請を取り下げるとの申し出があり、今回の件数は4件となります。

資料の—ページをご覧ください。

番号1、地区は—です。

譲受人が氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人が氷見市**——番地（氏名**）

申請地は氷見市**——番、地目は登記、現況は雑種地、面積は—m²です。

農地区分は第1種農地で、転用目的は——、権利は——です。

資料の—ページに申請地の位置関係を示してあります。

番号2、地区は—です。

譲受人が氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人が氷見市**——番地（氏名**）

申請地は氷見市**——番、地目は登記、現況ともに田、面積は—m²です。

農地区分は第1種農地で、転用目的は——、権利は——です。

資料の—ページに申請地の位置関係を示してあります。

番号3、地区は——です。

譲受人が氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人が氷見市**——番地（氏名**）

申請地は氷見市**——番、地目は登記、現況ともに畑、面積は——m²です。

農地区分は第2種農地で、転用目的は——、権利は——です。

資料の——ページに申請地の位置関係を示してあります。

番号4、地区は同じく——です。

譲受人が氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人が氷見市**——番地（氏名**）

申請地は氷見市**——番、地目は登記、現況ともに畑、面積は——m²です。

農地区分は第3種農地で、転用目的は——、権利は——です。

資料の——ページに申請地の位置関係を示してあります。

引き続き、許可基準について説明を行う。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と*委員及び事務局員による現地調査について、報告を受けたいと思います。

**委員をお願いします。

（**委員） 先般*月**日、私と**委員及び事務局で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件4件につきまして、隣接地との境界がしっかりと確定されていること、転用許可後における用排水路への影響、周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、今回の案件4件は、「隣接農地耕作者からの承諾書」が添付されています。

あと、4件ともに「氷見市土地改良区」からの同意書が、番号3番、4番につきましては「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意書も添付されています。

以上、今回の案件4件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び5条の規定による許可申請に対し意見を付する件』につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題、事業計画の変更申請について意見を付する件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第4号議題、「事業計画の変更申請について意見を付する件」について、ご説明申し上げます。

当初計画者は氷見市**——番地（氏名**）

承継者が氷見市**——番地（氏名**）

申請地は氷見市**——番、面積は——m²です。

地目は登記が田、現況は雑種地です。

当初計画者は、申請地を大工作業場・資材置場とする目的で、——年——月——日付けで農地法第5条の許可を得ました。

その後、住宅建築において材木を工場で加工するプレカット方式が主流となったことから、資材置場や作業場が不要になりました。また、隣接地に住宅が建築され、大工作業における騒音や粉塵の発生を考慮すると、作業場・資材置場としての転用目的の達成は困難との判断から、申請地を売却することとしたものです。

土地の現況は、盛土をしたままの状態となっています。

今回の承継者は、農業を営む者でもあり、申請地を農家住宅敷地とするもので、新たな事業計画により、当初の転用目的及び転用事業者に変更が生じたため、事業計画変更申請が必要となったものです。

この案件につきましては、先程、ご審議いただきました、第3号議題の番号1番の許可申請と同時申請となります。

以上、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願い致します。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第４号議題『事業計画の変更申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第５号議題、農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第５号議題、「農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）」について、説明申し上げます。

地区は——です。

申請人は、氷見市**——番——号、被相続人（名前**）、相続人（名前**）

申請地は、氷見市**——番—— 外２筆。

地目は、登記が田、現況は山林、面積は３筆の合計で——㎡です。

目的は、非農地認定申請があったものです。

戦後、植林された人工林資源が、利用可能な段階になり、森林の公益的機能への関心も高まっています。国では「森林・林業再生プラン」を策定し、重点的な整備をしております。森林組合ではこれをふまえ、森林整備センターが行う水源林造成事業の分収契約を計画しております。

水源林造成事業の分収事業を行うためには、地目が山林である必要があります。地目変更登記申請のためには該当地が非農地である旨の通知書の添付が必要となり、土地所有者に非農地通知書を交付するものです。

現地調査したところ、登記上の地目は田ですが、スギ、広葉樹の植林の跡があり、樹齢が１０齢級以上とみられ、農地として原状回復は困難と思われ、非農地と認定できるものであります。

今回、付された案件につきまして、非農地通知書を交付してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました私と**委員と*委員及び事務局員による現地調査について、**委員から報告を受けた

いと思います。

(**委員) 先般一月——日、わたくしと藤林会長、**委員及び事務局員、富山県西部森林組合担当者として現地調査を実施した結果につきまして報告いたします。

現地については手元の追加資料の現況写真のとおりです。

現地及び現在の状況について、樹木が植栽された跡があり、樹木伐採後ではありますが、伐採後の切り株の太さが約50cmから60cmあり、西部森林組合担当者に確認したところ10齢級（50年程度）から12齢級（60年程度）とのことで、50年以上経過しているとの確認を行いました。

現地の状況から、今後、農地としての原状回復は困難と判断いたしました。

以上のことから、今回の件について、非農地として認定することをご報告させていただきます。

□議長（会長） 事務局の説明と委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第5号議題、「農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）」について、原案のとおり非農地と認定することといたします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会7月度定例総会を終了します。

次回、8月度定例総会は、8月4日（木）の午後2時から、市役所C棟3階の301会議室で開催を予定しています。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年7月4日

議 長

署名委員

署名委員